

1990年世界農林業センサスの概要

「1990年世界農業センサス計画」に参加し、農林業の国際比較に必要な統計を整備することを目的として実施したものである。

1 調査の目的

1990年世界農林業センサスは、我が国農林業の生産構造、農林業生産の基礎となる諸条件等を総合的に把握することによって、農林業の基本構造の現状と動向を明らかにし、農林行政諸施策及び農林業に関して行う諸統計調査に必要な基礎資料を整理するとともに、「経済統計に関する国際条約」（昭和27年条約第19号）に基づき国際連合食糧農業機関（FAO）が提唱する

2 根拠法規

統計法（昭和22年法律第18号）、統計法施行令（昭和24年政令第130号）及び農林業センサス規則（昭和44年農林省令第39号）に基づいて行った。

3 調査の体系

調査体系は、次のとおりである。

なお、調査の企画・設計はすべて農林水産省統計情報部で行った。

調査の名称		調査対象	調査系統	調査期日	調査方法
農事調査	農家調査	農家の全数調査	農林水産省 - 都道府県 - 市区町村 - 指導員 - 調査員	平成2年2月1日 (沖縄県にあっては平成元年12月1日)	調査員が調査客体に面接して聞き取り調査を行う。 (一部項目については自計申告調査の方法による。)
	農家以外の農業事業体調査	協業経営、会社等の全数調査	農林水産省 - 都道府県 - 市区町村 - 指導員	同上	指導員が調査客体に面接して聞き取り調査を行う。
農業サービス事業体調査	農業サービス事業体の全数調査	農林水産省 - 地方農政局 - 統計情報事務所 - 同出張所	同上	出張所職員が調査客体に面接して聞き取り調査を行う。	
農業集落調査	農業集落の全数調査	同上	同上	出張所職員が農業集落の精通者に面接して聞き取り調査を行う。	
林事調査	林家調査	林家の全数調査	農林水産省 - 都道府県 - 市区町村 - 指導員 - 調査員	同上	調査員が調査客体に面接して聞き取り調査を行う。
	林家以外の林業事業体調査	会社等の全数調査	同上	同上	調査員又は指導員が調査客体に面接して聞き取り調査を行う。 国等については自計申告調査の方法による。
林業地域調査	旧市区町村の全数調査	農林水産省 - 地方農政局 - 統計情報事務所 - 同出張所	平成2年8月1日	出張所職員が林業精通者に面接して聞き取り調査を行うとともに資料の収集を行う。	

4 調査の対象地域の範囲

調査対象の範囲は、全国とした。

用語の解説と利用上の注意

【農業事業体調査】

農業事業体調査の改正点

1990年世界農林業センサス農業事業体調査の実施に当たっては、農業情勢の変化を踏まえ、農業事業体の定義の変更、調査農家の二区分、新たな農家分類の採用等大幅な改正を行った。については、このことを承知の上、本統計書を利用していただくために、はじめに農業事業体調査の改正内容について説明することとする。

なお、改正に当たり、統計の連続性を保つための措置として、旧概念による集計及び前回（1985年）センサスの組替え集計を行っており、本統計書の統計数値については、定義及び概念の一致したものを用いている。

1 農業事業体（農家及び農家以外の農業事業体）の定義

(1) 1950年世界農業センサスから前回の1985年農業センサスまでの8回のセンサスにおいては、農業事業体の定義は「経営耕地面積が東日本10a（1反歩）以上、西日本5a（5畝歩）以上又はそれ未満でも農産物販売金額が一定額以上（例外規定農家）」と定めてきた。

1990年世界農林業センサスにおいては、この経営耕地面積の下限基準を東日本、西日本と分けて全国統一して10a以上とした。また、例外規定農家の下限基準は、前回センサスで10万円だったものを15万円とした。

(2) 経営耕地面積の下限基準を東日本、西日本と分けて別々に設定していたのは、両者の間で耕地利用率と土地生産性に較差があるということ为主要理由としていたが、今日に至っては両者の間に較差がみられなくなっている。また、例外規定農家の下限基準については、経営耕地10a当たりの一般の作物粗収益等に見合う15万円を設定した。

2 調査農家を販売農家と自給的農家に区分

調査農家については、近年、兼業化や世帯員の高齢化が進行する中で、生計の大部分を農外所得、年金等に依存し、農業生産は自給的なものにとどまる小規模な農家のシェアが高まって

おり，こうした状況下では，農家を基本的に等質なものとみてきた現行の農林統計調査の方法では農業の実態を的確に把握し難いという問題が生じている。このため，1990年世界農林業センサスにおいては，商品生産を主たる目的として農業を営む「販売農家」と飯米自給等を主たる目的としている「自給的農家」に区分し，「販売農家」については従来どおりの農業経営全般にわたる調査を行い，「自給的農家」については基本的な項目（農地，労働力などの資源量等）に限定した調査とした。

具体的には，「販売農家」とは経営耕地面積30a以上又は農産物販売金額50万円以上の農家とし，「自給的農家」とは経営耕地面積30a未満かつ農産物販売金額50万円未満の農家とした。

3 農作業受託を「農業」の範囲に

これまでの農家分類の専兼業別分類及び農業労働力保有状態別分類の基準となる農業収入及び農業労働力の「農業」の範囲については「自家農業」（自家で経営している農業）の概念を用い，農作業受託は兼業（自営業）扱いにしてきた。しかし，現実には，農作業受託をしている農家は保有労働力や農業機械の稼働率の向上を図り，実質的に経営規模の拡大を図っている。そこで，1990年世界農林業センサスにおいては農家の実態に照らして農作業受託を「農業」の範囲とし，「自家農業」に農作業受託を加えた「自営農業」という概念を導入した。

このような考え方にに基づき，1990年世界農林業センサスの農家分類では，新しい「自営農業」概念によって専兼業別分類及び農業労働力保有状態別分類を行っているため，1985年農業センサスまでの統計とは連続しないこととなる。そこで，本統計書では統計の連続性を確保するために従来の概念による「旧専兼業別」及び「旧農業労働力保有状態別」統計表を併せて掲載している。

1 農家

(1) 農家とは，平成2年2月1日（沖縄県は，元年12月1日）現在の経営耕地面積が10a以上の農業を営む世帯及び経営耕地面積がこの規定に達しないか全くないものでも，調査期日前1年間における農産物販売金額が15万円以上あった世帯（これを「例外規定農家」と呼ぶ。1960年世界農林業センサスでは2万円以上，1965年農業センサスでは3万円以上，

1970年世界農林業センサスでは5万円以上，1975年農業センサスでは7万円以上，1980年世界農林業センサス及び1985年農業センサスでは10万円以上。）をいう。

(2) 農業を営むとは，営利又は自家消費のため耕種，養蚕，養畜又は自家生産の農産物を原料とする加工を行うことをいう。

2 経営耕地

(1) 経営耕地とは，調査期日現在農家が経営し

ている耕地について、土地台帳上の地目や面積に関係なく、実際の地目別の面積を聞き取ったものである。

(2) 自家で所有し耕作している耕地(自作地)と、よそから借りて耕作している耕地(借入耕地)の合計である。経営耕地とするかどうかについては次によった。

ア よそから借りている耕地は、届出の有無に関係なく、また、口頭の賃借契約によるものでも、すべて借り受けている農家の経営耕地(借入耕地)とした。

イ 請負耕作や委託耕作などと呼ばれるものであっても、実際は、一般の小作関係と同じと考えられる場合は、その耕地を借り受けて耕作している農家の経営耕地(借入耕地)とした。

ウ 耕起あるいは稲刈り等のそれぞれの作業を単位として、人に委託している場合は、その耕地は委託者の経営耕地とした。

エ 収穫物のすべてを委託者がもらいうける契約で、作物の栽培一切を人にまかせ、そのかわり、あらかじめ決めてある一定の耕作料を受託者に支払う場合は、その耕地は委託者の経営耕地とした。

オ 調査期日前1年間に2作した耕地であって、うち1作だけの期間を人に貸し付けたものは、貸し付けた側の経営耕地とした。

調査期日前1年間に1作しかしなかった耕地で、その1作の期間を人に貸し付けていた場合は、貸し付けた者の経営耕地とせず、貸付耕地とした。(借り受けた側の経営耕地となる。)なお、「また小作」してい

る耕地も、「また小作している農家」の経営耕地(借入耕地)とした。

カ 共有の耕地を割地して各戸で耕作している場合や、河川敷、官公有地を無断で借用し、耕作している場合も経営耕地(借入耕地)とした。

キ 協業経営している耕地は、自分の土地であっても、自家の経営耕地とはせず、協業経営体の経営耕地とした。

ク 他市区町村や他の都道府県に出作している耕地でも、すべてその家の経営耕地とした。したがって 県や 町の耕地面積として計上されているものは、その県や町に居住している農家が経営している耕地の面積であり、いわゆる属人統計であることに留意する必要がある。

(3) 耕地とみなすかどうかについては、次によった。

ア 耕地面積には、けい畔を含めた。棚田などでけい畔がかなり広い面積を占める場合には、本地面積の2割に当たる部分だけを田の面積に入れ(斜面の面積ではなく、水平面積を入れる。)、残りの部分については耕地以外の土地とし、実際の利用状況により採草していれば「採草地や放牧地」とした。

イ 災害や労力の都合などで調査期日前1年間作物を栽培していなくても、ここ数年の間に再び耕作するはっきりした意思のある土地は耕地とした。しかし、過去1年間以上作物を栽培せず、しかもここ数年の間に再び耕作するはっきりした意思のない土地

は耕地とはせず耕地放棄地とした。
ウ 新しく開墾した土地は、は種できるように整地した状態になっていても、調査時点までに1回も作付けしていなければ耕地とはしなかった。

エ 宅地内でも1a以上まとまった土地に農作物を栽培している場合は耕地とした。

オ 하우스、ガラス室などの敷地は耕地とした。ただし、きのこ栽培専用のものの敷地やコンクリート床などで、地表から植物体がしゃ断されている場合は、耕地としなかった。

カ 普通畑に牧草を作っている場合は耕地とした。また、林野を耕起して作った牧草地（いわゆる造成草地）も耕地とした。

なお、施肥、補はんなどの肥培管理をしている牧草栽培地は、は種後何年経過していても耕地とし、肥培管理していないものは近く更新することが確定しているものを除き、耕地以外の土地とした。

キ 堤防と河川・湖沼との間にある土地に、作物を栽培している場合は耕地とした。

ク 林業用苗木を栽培している土地も耕地とした。

ケ 肥培管理を伴うたけのこ、くり、くるみ、山茶、こうぞ、みつまた、はぜ、こりやなぎ、油桐、あべまき、うるし、つばきなどの栽培地も耕地とした。（刈敷程度は肥培管理をみなさない。）

(4) 耕地の面積については、ha、aを単位に調査したが、町、反、畝で農家が答えた場合は、1畝は1a、1反は10a、1町は1haとみな

し、そのまま読み替えて調査票に記入し集計した。このように換算係数を用いた換算を行わなかったのは、農家は経営耕地面積に関し、土地台帳上の面積を申告することが多いと考えられること等から、厳密な換算をしてもあまり意味がないからである。

(5) センサスによる経営耕地面積は実際の面積より過少になることがあると考えられるので、耕地面積の実数については標本実測調査の結果を用い、センサス結果についてはこれを実数としてそのまま用いるのではなく、市町村における農業構造に関し、例えば耕地の利用状態別構成比、耕地利用率、耕地の集落別分布率等を見るために利用するのが望ましい。なお、農林水産省が現在行っている耕地面積に関する標本実測調査では、旧市区町村別や農業集落別等の小地域範囲の統計はもちろん、市区町村別統計についても耕地の利用状態を細分した詳細なものを作成することは困難であるので、これらの地域間比較や年次比較等に関しては、センサスの結果が用いられることになるが、その際センサスの結果は以上のような問題を含むものであることに十分留意する必要がある。

3 専兼業分類

(1) 専業農家とは、世帯員中に兼業従事者が一人もいない農家をいう。

専業農家のうち、「男子生産年齢人口のいる世帯」とは、男子16～64歳の世帯員のいる世帯のことであり、「男子生産年齢人口のいない世帯」とは、同世帯員のいない世帯であ

る。

専業農家のうち、「男子生産年齢人口のいる世帯」と「男子生産年齢人口のいない世帯」では経営内容に著しい格差があるので専業農家の統計利用に当たっては十分留意する必要がある。

(2) **兼業農家**とは、世帯員中に兼業従事者が一人以上いる農家をいう。

第1種兼業農家とは、農業を主とする兼業農家、**第2種兼業農家**とは、農業を従とする兼業農家をいう。この場合の主従は家としていずれの所得が多いかによって定めることとしている。

(3) ここでいう、**兼業従事者**とは、調査期日前1年間に30日以上他に雇用されて仕事に従事した者（'60年センサスは年間30日以上という規定でなく、年間収入が1万円以上となっていた。）又は調査期日前1年間の販売金額が10万円以上（'60年センサスは1万円以上、'65年センサスは2万円以上、'70年センサスは3万円以上、'75年センサスは5万円以上、'80年センサスは7万円以上。）ある農業以外の自営業に従事した者のことである。

(4) 兼業農家のうち、**世帯主農業専従**とは、調査期日前1年間に農業に150日以上従事した世帯主がいる農家をいう。**世帯主兼業**とは、前記以外の農家で兼業に従事した世帯主のいる農家をいう。**その他**とは、世帯主が農業だけに従事し、従事日数が150日未満の農家及び世帯主が無業である農家をいう。

恒常的勤務とは、決まった勤務先に事務員、教員、工員などとして勤めた世帯主のいる農

家をいう。**出稼ぎ**とは、通勤できないため自宅以外の場所に寝泊りし、臨時的に雇われて働く世帯主がいる農家をいう。**日雇・臨時雇**とは、通勤で臨時的に雇われて働く世帯主がいる農家をいう。

'70、'75年センサスは、兼業の種類別区分を「世帯主」と「あとつぎ」の兼業従事を主体に分類していたが、'80年センサスからは世帯主の農業を中心とした就業状態及び従事している兼業の種類を基準とした分類に改めた。これは、事業化が広範に進展した中において、世帯主の農業専従を中心に分類することによって、兼業農家のうちから専業的農家を区分し、その実態を明らかにするためである。また、第2種兼業農家については、その安定性を明らかにするため特に世帯主の兼業種類を区分した。

4 農産物販売金額

農産物販売金額とは、調査期日前1年間の農産物販売金額（経費を差し引かない販売粗収入のこと。）自給部分の見積もり金額は含まない。）の合計である。

5 農業経営組織分類

単一経営農家とは、農産物販売金額1位部門の販売金額が総販売金額の8割以上を占める農家をいう。

準単一複合経営農家とは、農産物販売金額1位部門の販売金額が総販売金額の6割以上8割未満の農家をいい、**複合経営農家**とは、同じく6割未満の農家をいう。

6 世 帯 員

(1) 世帯員とは、原則として住居と生計を共にしている人のことである。

(2) 出稼ぎ、行商、入院療養等で調査期日現在その家にいなくても生計を共にしている人、その家で養っている身寄りのない老人や子供のように世帯員との血縁又は姻戚関係がなくても一緒に住み生計を共にしている人などを含む。ただし、家族であっても、勉学や就職のためふだんよそに住み生活している人（農業研修等で1年未満短い期間よそに出ている人は世帯員に含める。）、親戚や知人から就学などのため一定期間あずかっている子弟や下宿人、住み込みの雇人等は含めない。（'65年センサスまでは住み込みの雇人を含めていた。）

(3) 農業センサスにおける世帯員の規定は、次のように国勢調査の規定と若干異なっているので留意する必要がある。

ア 農業センサスでは、調査期日現在出稼ぎなどで家にいない人でも、不在期間が30日以上1年未満の場合は世帯員としている。しかし、国勢調査では不在期間が3か月以上にわたるような出稼ぎをしている人などは、その家の世帯員とせず、出稼ぎ先で調査することになっている。（国勢調査の手引による。）

イ 農業センサスでは、住み込みの雇人は世帯員としないことにしているが、国勢調査では、営業のための住み込みの雇人及び家事使用人はいずれも世帯員に含めることに

なっている。（同前）

ウ このように両調査の規定が異なっているのは、次のような理由による。

(ア) 国勢調査の第1のねらいは、調査時点での人口を正確に把握することであるため、このように規定することが、その目的達成に最も適している。

(イ) しかし、農業センサスで世帯員を調査する第1のねらいは、その家が専業農家であるか、あるいはどのような兼業に依存している農家かなど、農家の経済的性格区分をすることにある。この目的を達するには上記のように規定しないと例えば、出稼ぎ者の数が把握できないばかりでなく、出稼ぎに依存している農家が統計上専業農家に数えられたりして実態を正確に反映しなくなる。また、住み込みの雇人は、世帯員の家族と住居はともにしているが、生計を共にしているとは考えられない。したがって、このような人を世帯員に入れると、上記の場合と同様、農家の性格区分などが正しく行えなくなる。

(4) なお、農業センサスでは、16歳以上をもって「生産年齢人口」としているが、国勢調査、労働力調査等では15歳以上をもって生産年齢人口としている。農業センサスでは調査期日が2月1日（沖縄県は、前年の12月1日）である関係から、15歳の者の大部分はまだ中学在学中であるので、生産年齢人口が「就業し得る状態になっている人口」、すなわち中学校を卒業し、義務教育を終了している年齢

以上の人口とすべきであることからすると適当とは考えられない。したがって、農業センサスでは、16歳以上をもって生産年齢人口としたものである。ただし、農業センサスの場合、この生産年齢人口について16～19歳という年齢階級区分を設けただけでは国勢調査等における15～19歳という区分と食い違い、年齢別人口の比較が困難になるので、15歳という年齢階級を設けて比較ができるようにしている。

(5) **世帯主**とは、その家の経済的責任者である。**同居あとつぎ**とは、その世帯に同居している。16歳以上の世帯員でその家を継ぐ予定の者であり、農業後継者といった狭い意味のものではない。なお、将来、婿をとって家のあとつぎにする予定の場合は、該当する子供(女子)を家のあとつぎ予定者とした。また、その家のあとつぎが決まっていない場合は、世帯員の満16歳以上の男のうち最年長者をその家のあとつぎ予定者とした。

子供がない家、いても満16歳未満しかいない家等はあとつぎがない家として処理した。

なお、'85年センサスまでは同居あとつぎのみを調査対象としていたが、今回新たに、次の代でその家の経済的責任者になる予定の人で、満16歳以上で他出し、独立して生活を行っている者について、**他出あとつぎ**として調査を行った。

7 就業状態の区分

(1) 16歳以上の世帯員について、調査期日前1

年間の就業の実績により就業状態を区分したものである。

(2) 国勢調査では、調査期日前1週間、労働力調査では毎月末日に終わる1週間の就業の実績により区分することを原則としているが、農家世帯員の就業は、季節的な変化が著しく、特に2月1日(沖縄県では、12月1日)前1週間の実績に基づいて区分したのでは、農家世帯員の就業の実態にほど遠いものとなるので、調査期日前1年間の実績に基づくこととしている。

(3) 就業状態の区分は、調査期日前1年間の自家農業とその他の仕事についての従事状況と、ふだんの主な状態の組合せによった。

8 農業従事者

(1) **農業従事者**(農業に従事した世帯員)とは、16歳以上の世帯員のうち、調査期日前1年間に少しでも農業に従事した者のことである。

(2) **農業就業人口**(農業に主として従事した世帯員)とは、16歳以上の農家世帯員のうち、調査期日前1年間に仕事(収入を目的とするもの)としては主として農業に従事した者のことである。これは「農業だけに従事した人+農業とその他の仕事の両方に従事した人のうち、農業が主」に等しい。したがって、年間農業にわずかしから従事していない者でも、兼業従事日数より多ければここに計上されているので留意する必要がある。

(3) **基幹的農業従事者**(農業に主として従事した世帯員のうち、仕事が主の人)とは、'60年センサスでは、「基幹的農業労働力」、'65

年センサスでは「仕事を主とする農業就業人口」と表示しているもののことで、農業に主として従事した世帯員のうち、ふだんの主な状態（下記（４）参照）が「主に仕事」に該当した人のことである。したがって、ふだん農業に従事することを主としている人ということになる。

入を目的としないものであれば「その他」に含めた。

（５）「基幹的農業従事者」は、以上のような区分によるものであるので、年間の農業従事日数が60日に満たないようなわずかなものは例外的にしか計上されないことになる。

（６）「基幹的農業従事者」の人数はもちろん、「農業就業人口」を農業労働力の総量と考えることは適切でないのでこの点にも留意する必要がある。農業従事者については、統計表にも見られるとおり、「農業就業人口」のほか、主として兼業に従事しながら農業にも従事する者（すなわち、農業以外の仕事を主とする者）が、近年特に増加し、相当な比重を占めるようになってきており、農業労働力量に関しこれを無視できないからである。

（参考）世帯員の就業状態区分

		仕事への従事状況				
		農業のみに従事	農業とその他の仕事の両方に従事		その他の仕事のみに従事	仕事に従事しなかった
			農業が主	その他の仕事の主		
ふだんの主な状態	主に仕事	C		A		
	主に家事や育児	B				
	その他					

- A 農業従事者
- B 農業就業人口
- C 基幹的農業従事者

（４）ふだんの主な状態は、7の（２）に記した考え方に基づき、調査期日前1年間において通常人が活動する時間に、その人は主に何をしていたかという実績によって、主に仕事、主に家事や育児、その他に区分した。「その他」には、通学を主としていた人、病気やけがで寝ていて何もしていないでいた人、老人などで少しは家事や仕事もするが大部分の時間そうした労働はしないでいた人、失業して家にいる人などを含む。役職について、ふだんはそのことで活動していても、その役職が収

9 作物，家畜

（１）**収穫面積**は、調査期日前1年間に作物を実際に収穫した面積であり、収穫皆無の面積は含んでいない。また、施設園芸による収穫面積も含んでいない。同一作物を同じ土地に年2回作付けし、収穫した場合は、2回分の面積が計上される。ただし、何回収穫しても同一株、同一個体からの収穫であれば、その部分の面積は1回しか計上されない。**販売のあった農家数**は、調査期日前1年間に金額の多少にかかわらず、その作物を販売した農家数である。販売には現物交換を含み、また、調査期日前1年間より以前に収穫し貯蔵してあったものでも調査期日前1年間に販売した場合は販売のあった農家数に計上した。

(2) **家畜の飼養頭羽数**は、調査期日現在のものであり、育成牧場等へ預けているものを含んでいる。なお、**ブロイラーの出荷羽数**及び**養蚕の掃立卵量**は、調査期日前1年間のものである。

(3) 前項でセンサスの結果による耕地面積は実際より過少になることがあると述べたが、作物の収穫面積、家畜飼養頭羽数及び養蚕掃立卵量等に関しても同様のことが言えるので利用に当たっては耕地面積と同様十分留意する必要がある。

1 0 農業雇用労働

(1) **農業年雇**とは、主として自営の農作業のために雇った人で雇用契約（口頭の契約でもよい。）に際し、あらかじめ7か月以上の期間を定めて雇った人のことである。なお、住み込み、通勤の双方を含む。

(2) **農業臨時雇**とは、農業雇用労働のうち、農業年雇以外のもので、農業季節雇、農業日雇などのことである。農作業をよそに請け負わせた場合の労働は含まない。（農作業請け負わせというのは、一定量の作業のすべてを人にまかせ、その対価として、例えば、10a当たりいくらという形で料金を支払うような場合のことである。）

(3) **手間替え・ゆい**とは、農家相互間で等価交換を原則としているすべての労力交換のことである。労力の交換をして、その過不足を現金や物品で清算したような場合、機械耕をしてやった代わりにその分を手間で返してもらった場合、共同田植・共同防除などの共同

作業をしてもらった場合などを含む。

(4) **手伝い**とは、金品の授受を伴わない無償の受け入れ労働のことである。

1 1 農業生産組織

(1) **機械・施設の共同利用組織**とは、農業の生産過程の一部で使用する機械や施設等の利用についての申し合わせにより、農家が相互に結びついている組織をいう。しかし、これらのうち、形式的には農業生産組織の形をとっていても実質的に個別農家で行っているような名目的なものは除かれている。

(2) **農作業の受託組織**とは、農作業の全部又は、一部分を受託し、一定の作業料を収受している組織をいう。

なお、「機械・施設の共同利用組織」が農作業等を受託するような場合は、この「農作業の受託組織」にも含めている。

1 2 請負作業

(1) 農作業をよそに請け負わせた農家数と請け負わせた面積は、水稻作の作業のうち、育苗、耕起・代かき、田植、防除、稲刈り・脱穀、乾燥・調製の六つの作業及び水稻作以外の作業について、賃作業や請負作業に出したものについて調査したものである。経営のすべてを請け負わせていて実質的に貸付耕地となっている耕地については、借入側の経営耕地として調査した。

(2) よその農作業を請け負った農家数と請負面積は、個人（相対で、又はあつ旋を受けて）として及び受託組織などの仕事で請負作業を

行ったものである。

この場合、農協や受託組織などにオペレーター等として雇われ、機械作業に従事しただけというものは含まない。

1.3 農家以外の農業事業体調査

(1) 1で規定した農業を含む世帯以外の農業を営む事業体であって、経営耕地面積10a以上あるもの又は経営耕地面積がそれ以下であっても調査期日前1年間の農産物販売金額が15万円以上あるものをいう。

(2) 協業経営体とは、2戸以上の世帯が農業経営に関し、栽培、飼育、販売、収支決算等一切の過程を共同して行い、収益を分配しているものをいう。

協業経営体のうち、**全面協業経営体**とは、参加世帯の農業経営がすべて協業経営体の中で行われ、参加世帯による個別経営（自給のための野菜の栽培やにわたりの飼養程度のもは除く。）がまったく行われていないものをいい、**部門協業経営体**とは、一部の部門について協業経営を行っているが、参加世帯が協業経営とは別に個々で農業経営を行っているものをいう。

【農業サービス事業体調査】

1 農業サービス事業体

農業サービス事業体の定義は、「委託を受けて農作業を行う事業所（農業事業体を除き、専ら苗の生産及び販売を行う事業所を含む。）」と

しており、農業生産行程にかかわる直接的な農作業サービスを行うもの（農業経営を併せ行うものを除く。）、具体的には、農作業の受託（構成員からの員内受託を含む。）を行っている農業生産組織、農協等が農作業の受託を行うために運営している育苗センター、ライスセンター、選果・選別場等、農耕・畜産（養蚕）サービスを行う会社や個人業者を調査の対象とした。

ただし、航空防除を行う会社については調査対象から除外した。

2 運営主体

運営主体とは、事業計画を立案し、事業を主宰する主体をいう。したがって、事業体に対して運営面等に関し指導・助言のみを行っている上部機関や作業のあっ旋のみを行っている中間機関は運営主体として取り扱っていない。

(1) **農家集団**とは、複数の農家が何らかの規定（申合せを含む。）によって結合している集団をいう。ここには、運営主体が農事組合法人、会社、任意組合、農業集落などにかかわりなく、集団を構成する世帯が農家であればすべてを含めた。

(2) **地方公共団体**とは、都道府県及び市区町村（財産区を含む。）をいう。

(3) **農協**とは、農業共同組合法に基づき組織されているもので総合農協及び専門農協をいう。

(4) **会社**とは、株式、有限、合資及び合名の会社組織をいう。ただし、会社形態をとっていても実質的には農家集団によって運営されて

いる場合は、ここでいう会社とはせず農家集団に含めた。

(5) その他とは、個人業者等、上記以外のものをいう。

【農業集落調査】

1 農 業 集 落

農業集落とは、市区町村の区域の一部において農業上形成されている地域社会のことであり、もともと自然発生的な地域社会であって、家と家とが地縁的、血縁的に結びつき、各種の集団や社会関係を形成してきた社会生活の基礎的な地域単位である。

具体的には、農道・用水施設の維持・管理、共有林野、農業用の各種建物や農機具などの利用、労働力（ゆい、手伝い）や農産物の共同出荷等の農業経営面ばかりでなく、冠婚葬祭その他生活面にまで密接に結びついた生産及び生活の共同体であり、さらに自治及び行政の単位として機能してきたものである。

昭和30年臨時農業基本調査（以下「臨農」という。）においては、「農業集落とは、農家が農業上相互に最も密接に共同しあっている農家集団である。」と定義し、市町村区域の一部において農業上形成されている地域社会のことを意味している。具体的には、行政区や実行組合の重なり方や各種集団の活動状況から、農業生産面及び生活面の共同の範囲を調べて農業集落の範囲を決めた。

1970年世界農林業センサスにおいては、農業

集落は農家の集団であるという点で臨農の定義を踏襲しているが、集団形成の土台には農業集落に属する土地があり、それを農業集落の領域と呼び、この領域の確認に力点を置いて設定した。この意味で農業集落の範囲を属地的にとらえ、一定の土地（地理的な領域）と家（社会的な領域）とを成立要件とした農村の地域社会であるという考え方をとり、これを農業集落とした。

1980年世界農林業センサスにおいては、農業集落の地域は、農林業センサスにおける最小の集計単位であると同時に、農業集落調査の調査単位であり、統計の連続性を考慮して農業集落の区域の修正は最小限にとどめることとし、1975年農業センサスで設定した農業集落（1970年を踏襲）をそのまま原則として踏襲した。

今回1990年世界農林業センサスにおける農業集落の区域は、農業集落別統計の連続性の維持や農業集落別に農家調査結果と農業集落調査結果を統合化して農業構造の実態を統計的に明らかにする等のために、集落の区域の修正は必要最小限にとどめることとし、1985年農業センサス時に定められた農業集落の区域を原則として踏襲することとした。

2 調 査 の 対 象

農業主留悪調査の調査対象は、平成元年8月1日現在で各都道府県知事が認定したすべての農業集落とした。ただし、農家点在地については調査対象としなかった。

なお、農業集落の認定に当たっては、1985年農業センサス時に認定した区域を原則として踏

襲した。

(注) **農家点在地**とは、従前、農業集落としての機能をもっていた地域であっても、ほとんど市街化されてしまったため、非農家の間にごく小数の農家が点々と存在しているだけになったり、著しい過疎化のために農家がわずかになってしまい、農業集落としての機能があると認められない地域である。

3 農業集落の戸数

(1) 農業集落の戸数は、面接調査の相手から聞き取ったものである。

(2) 「**総戸数**」とは、農業集落の領域内に居住する農家数と非農家数を合計したものである。

(3) 「**農家数**」とは、農業集落の領域内に居住する「1990年世界農林業センサス」における農家の定義による農家戸数である。

(4) 「**非農家数**」とは、農業集落の領域内に居住する農家以外の普通世帯の戸数である。なお、農業集落内にある会社の社宅、公団住宅、分譲住宅等の非農家集団はすべて含めるが、鉱山、土木工事等の飯場や工場の寄宿舍等の準世帯は含めない。

また、この戸数は面接調査の相手から聞き取ったものである。

(5) 「**1農業集落当たりの平均戸数**」は、上記により調査された結果を総農業集落数で除して求めたものである。

(6) 「**行政区が別になっている非農家だけの集団**」とは、農業集落の領域内によそから転入してきた会社の社宅、公団住宅、分譲住宅、公務員住宅等の団地で古くから農業集落が

ら分離して、自治会や町内会が組織され、市町村が決めている一般行政の末端組織が農業集落とは別になっているものをいう。

(7) 「**農家率**」は、農家数を総戸数で除して求めた割合である。

4 農業集落の土地

(1) 「**入作**」とは、当該農業集落の領域内の耕地を他の農業集落の農家が耕作（耕地を借りて耕作している場合を含む。）していることをいう。

(2) 「**入作面積割合**」とは、農業集落内の総耕地面積に対する入作面積の割合である。

(3) 「**田の基盤整備面積**」は、昭和20年以降に国、都道府県、市町村等が事業の実施主体となり整備した事業（個人で実施した事業は含めない。）を調査対象とし、調査日現在耕地であるものについて、その整備状況を調査した。

<田の基盤整備の種類>

「**区画整理**」・・・・・・・・単に耕地の区画形質を改めた程度のみは含めず、用排水改良、農道の整備を伴って行ったものとした。

「**用排水改良**」・・・・・・・・農業用の用水施設、排水施設の新設、拡張等改良工事の施工を行ったものとした。

「**20a区画以上**」・・・・・・・・整備面積のうち、一区画の面積が20a以上あるものとした。

(4) 「**転用**」とは、農業集落内の耕地が農業以

外の用途に転用されたものをいう。このうち、最も面積の大きい用途に造成されたものを主な転用先とした。

< 転用の種類 >

「道路」・・・・・・・・ 国道（高速道路を含む。）、都道府県道及び市町村道の新設又は拡張のために耕地を転用したものをいう。

「住宅敷地」・・・・・・・・ 集団住宅及び一般の住宅の敷地のために耕地を転用したものをいい、商業用地もここに含めた。

ここでいう商業用地とは、スーパーマーケットや一般の商店等の店舗の敷地をいう。ただし、レジャー産業用地は除いた。

「工場敷地」・・・・・・・・ 会社、工場等の敷地のために耕地を転用したものをいう。この場合、工場敷地内にある住宅や事務所用地はここに含めた。

「公共施設用地」・・・・ 国、都道府県、市町村及びこれに準ずる公共機関（空港、港湾及び学校を含む。）のための施設用地として耕地を転用したものをいう。

5 共用の農業用機械・施設

(1) 「共用の農業用機械」は、農業集落、農業集落内の団体（例えば、実行組合、酪農組合、

農業生産組織等）等が組織として所有したり、他から貸付けを受けて共同利用しているものを対象とし、個人で所有しているもの及び数戸の農家が共有し、個別に利用しているものは除いた。

台数は、調査時に農業集落内に保管されているものの台数とした。また、市町村、農協及びこれらの支所に常備し、必要に応じて農業集落、農業集落内の団体等に貸し出すようなものも、その機械を常備している市町村役場、農協及びそれらの支所の所在する農業集落にその台数を計上する。

(2) 「共用の農業用施設」は、農業集落、農業集落内の団体等が組織として所有したり、他から貸付けを受けて組織として利用しているもの（二つ以上の農業集落にまたがって利用しているものを含む。）を対象とし、単なる数戸の共同利用は除いた。

施設数は、農業用施設が設置されている農業集落に計上した。

農業用施設で、二つ以上の利用目的をもつもの（例えば、果実の共同選果場が共同出荷場や共同作業所を兼ねているもの）については、その利用の実態を聞き、最も主要な利用目的に該当する施設として一つだけ計上した。また、共同選果場などのように一連の機械設備を何セットも設置していても、それが同一建物内であれば1施設とした。

（注） 実行組合とは、生産組合、農事実行組合、農家組合、部農会、農協市部等様々な名称で呼ばれているもので、その名称のいかんを問わず、総合的な機能を持つ農業生産者

の集団を対象としたが、養蚕組合、酪農組合、出荷組合等農業の一部門だけを担当する団体は除いた。

6 農業生産組織

(1) 「**農業生産組織**」とは、複数(2戸以上)の農家が農業の生産過程における一部若しくは全部についての共同化に関する協定の下に結合している生産集団又は農業経営、農作業等を組織的に受託する組織をいう。ただし、本調査では、農家集団運営の農業生産組織のみを対象とした。また、協業経営組織は対象から除外した。

(2) 「**構成農家数**」とは、組織が行う事業に係る協定や申合せに同意し、総会等の決定機関や農作業等に参画している農家数をいう。この場合、機械・施設を組織有として購入する時の名目的な農家は除外した。

(3) 「**農業生産組織の実構成農家数割合**」は、当該農業集落の総農家数に対する農業生産組織の構成員となっている農家数割合とした。

7 農業集落の慣行

(1) 「**農業集落の寄り合い**」は、原則として地域生活又は地域の農業生産に係る事項について、農業集落の人たちが話し合いを行うために開く会合をいう。

また、農業集落内の各班における代表者又は役員が集まって話し合いが行われているような場合でも、農業集落あるいは実行組合としての意思の決定を行っているものは寄り合いの対象とした。

ただし、婦人会、子供会、青年団、4Hクラブ等サークル活動的なものはのぞいた。

農業集落に集落の寄り合い(常会)の単位が複数ある場合、そのうち農家数の最も多い集団について調査した。

なお、寄り合いについては、運営の主体が農業集落の全世帯を対象とした農業集落の寄り合いと農業集落内の農家を対象とした実行組合の寄り合いがあり、それぞれ分けて調査した。

(2) 「**寄り合いの議題**」は、過去1年間の寄り合いで、話し合われた議題を対象とした。

(3) 「**農業集落の共同作業**」は、過去1年間における農業集落内の農道及び農業用排水路の管理方法を調査した。

< 共同作業の種類 >

「**農道**」・・・ 農業集落内の農家集団が利用する農道(農道又は林道で一般に実行組合長が管理していることが多い。)の補修作業(道ぶしん)をどのように行っているか調査した。

「**道ぶしん**」とは、農業集落の構成員が農業集落の領域を持分として出役して定期的に行う道路の補修作業をいう。

「**農業用排水路**」・・・ 農業集落内の農家集団が、定期的に出役して行う農業用排水路の補修・清掃作業(溝さらい)をどの

ように行っているか調査した。

(4) 「農業集落として管理している共同作業」は、その強弱はあっても農業集落が出役の義務を課して作業を行っている場合をいう。

< 管理の形態 >

「全戸に出役義務」・・・ 農業集落内の全戸に出役の義務を課するが、農業集落をいくつかのグループに分けて別々の日に行われる場合でも、出役の義務が全戸にかかっているときはここに含めた。

また、農業集落内の全戸に出役の義務が課せられ、その全戸が農家の場合も含めた。

「農家のみ出役義務」・・・ 農業集落内の農家のみに出役の義務を課する場合はここに含めた。

(5) 「農業集落で管理しているが人を雇って行う」は、農業集落で管理しているが、当該農業集落の構成員に出役の義務を負わせないで、農業集落で費用を集めて人を雇って作業を行う場合をいう。

(6) 「集落として管理しない」は、市町村、土地改良区等が管理し、その補修作業も直接行っており、農業集落としては道ぶしん、溝さらい等の共同作業を一切行わないだけでなく、管理の責任を何ら負っていない場合をいう。

なお、農業集落の一部受益者だけで行って

いる共同作業で、農業集落は何ら関知していないものについてもここに含めた。

8 農業集落内の道路

(1) 「農業集落内を通っている道路」は、農業集落の領域内を通っている国道、都道府県道及び市町村道を調査の対象とした。

なお、ここでは農業集落の居住者が利用しているか否とにかかわらず、通っていれば該当させた。

ただし、高速道路等で農業集落から直接利用できない場合は含めていない。

(2) 「市町村道」は、改良・改修等の管理の主体が市町村にあるものを調査の対象とした。

9 廃棄物の処理方法

(1) 農家のし尿処理方法及び家庭雑廃水(台所の廃水)の処理方法について調査した。

<し尿の処理方法の種類>

「水洗の公共機関」・・・ 直接公共下水道(下水道法第2条第3項)により処理している場合をいう。

「水洗の自家処理」・・・ 各世帯の浄化槽で処理している場合をいう。なお、自家で処理後公共下水道に流す場合も含めた。

「くみ取りの公共機関」・・・ 市町村、事務組合等の公共機関(委託業者への委託も含む。)がくみ取る場合をいう。

「くみ取りの個人業者」・・・ し尿収集の営業許可をとって行っている許可

業者がくみ取りを行う場合
をいう。

「くみ取りの自家処理」・・・ほ場還元などの自家処理を行っている場合をいう。

(2) 家庭雑廃水の処理方法については、直接流している場所に着目して調査した。

< 排出先の区分 >

「公共下水道」・・・下水道法に定められている公共下水道に排出している場合とした。

「集落内排水溝」・・・農業集落の居住区域外に排出されるまでは道路の排水施設（側溝）、道路に沿って設置されている排水溝（農業用排水路を除く。）及び農業集落の居住区域内を流れている小水流（河川及び農業用排水路を除く。）に排出している場合

とした。

「宅地内吸水槽」・・・家庭の宅地内又は宅地周りに宅地排水の排水用に設置された吸水槽（貯蔵槽を含む。）で、大雨による雨水の流入等例外的な場合を除き通常排水が槽外に流出しないようになっているものに排出している場合とした。

「河川に流す」・・・河川法により指定されている河川のほか、農業用排水路を除く水流（流れがなくてもよい。）に排出している場合とした。

「農業用排水路」・・・農業用の用水又は排水のための施設（クリーク及び農業用ため池を含む。）に排出している場合とした。